

事 務 連 絡  
令和5年11月14日

各障害福祉サービス事業所等 管理者様

香川県健康福祉部障害福祉課長

サービス管理責任者等実践研修の受講にかかる実務経験（6月以上）の  
指定権者への届出方法について

平素は本県の障害福祉行政の推進に御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

こども家庭庁及び厚生労働省より、令和5年6月30日事務連絡「サービス管理責任者等に関する告示の改正について」でサービス管理責任者等に関する告示が改正され、同日適用された旨の連絡がありました。

つきましては、例外的に「6月以上」の実務経験（OJT）で実践研修を受講する際の指定権者への届出方法について、別紙のとおりとしますので、御確認いただきますようお願いいたします。

なお、香川県の令和5年度の実践研修の募集は終了していることを申し添えます。

香川県健康福祉部障害福祉課

施設福祉・就労支援グループ

電 話：087-832-3293

住 所：〒760-8570

香川県高松市番町四丁目1番10号

## 1. 改正内容(行政手続きが必要なものに限る。)

基礎研修修了後に実践研修を受講するために必要な実務経験（OJT 2年以上）について、以下のいずれの要件も満たす場合は、例外的に「6月以上」※1とする。

- (参照) ・ サービス管理責任者等に関する告示の改正について（厚生労働省通知）  
 ・ サービス管理責任者等研修の取扱い等に関する Q&A について（厚生労働省通知）

要件1	サービス管理責任者等基礎研修の受講開始時に、サービス管理責任者等の実務経験要件を満たしている者
要件2	障害福祉サービス等事業所・施設において、 <u>個別支援計画(原案)作成業務※2</u> に6月以上従事する者 (下記ア・イ・ウのいずれか) ア サービス管理責任者等のもとで基礎研修修了者が個別支援計画の原案の作成までの業務に従事する場合 イ やむを得ない事由による欠如が認められた事業所で配置されたサービス管理責任者等であって、個別支援計画の作成の一連の業務に従事する場合 ウ 令和3年度末(令和4年3月末)までに、実務経験者及び基礎研修修了者であるサービス管理責任者等(経過措置対象者)であって、個別支援計画の作成の一連の業務に従事する場合
要件3	要件2に従事することについて、 <u>指定権者へ届出※3</u> を行っている者

※1 6月以上の実務経験とは、業務に従事した期間が6月以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が90日以上であることを言うものとします。

※2 個別支援計画（原案）作成業務の頻度は、少なくとも概ね計10回以上実施することが基本となります。

個別支援計画（原案）作成業務とは

- ・ 上記アの場合、下記A・B・C（個別支援計画の原案の作成まで）の業務に従事する者
- ・ 上記イ・ウの場合、下記AからE全て（個別支援計画の作成の一連）の業務に従事する者

A	利用者について面接した上でアセスメントを行い、適切な支援内容の検討を行う。 (基準省令第58条第2・3項等 参照)
B	アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき個別支援計画の原案を作成する。 (基準省令第58条第4項等 参照)
C	個別支援計画の作成に係る会議を開催し、原案の内容について担当者等から意見を求める。(基準省令第58条第5項等、解釈通知第四の3(7)2ア等 参照) ※サービス管理責任者等のもとで基礎研修修了者が業務に従事する場合は、サービス管理責任者等が開催する上記会議に参画すること。
D	上記原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得、個別支援計画を利用者に交付する。 (基準省令第58条第6項等、解釈通知第四の3(7)2イ、ウ等 参照)
E	定期的に個別支援計画の実施状況の把握及び利用者についての継続的なアセスメント（モニタリング）を行い、少なくとも6月に1回以上個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行う。 (基準省令第58条第8項等、解釈通知第四の3(7)2エ等 参照)

### ※3 指定権者へ届出について

例外的な取り扱いを受けたい場合は、サービス管理責任者等基礎研修終了後、障害福祉サービス等事業所・施設において、個別支援計画（原案）作成業務従事することを指定権者へ届け出る必要がありますのでご注意ください。

(サービス管理責任者等実践研修を受講する際に、「受付印」のある届出書の提出が必要です)

## 2. 指定権者への届け出方法

いずれの場合も必ず、届出前に指定権者にご連絡ください。

(1)	要件2のア、イ、ウのいずれかに当てはまり、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として配置をする場合 (2人目のサービス管理責任者等としての配置、やむを得ない事由による配置、経過措置対象者の配置)
(2)	要件2のアのうち、相談・直接支援業務に従事する従業者のうち(職業指導員、生活支援員、児童支援員等の配置のまま)個別支援計画作成の業務に従事する場合 (※サービス管理責任者等として配置変更しない場合)

### (1)要件2のア、イ、ウのいずれかに当てはまり、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として配置をする場合

- ①変更届出書 2部
  - ②配置をする対象者の実務経験証明書
  - ③サービス管理責任者等基礎研修修了証、相談支援従事者初任者研修修了証
  - ④配置をする対象者の資格者証(社会福祉士、介護福祉士等の資格保持者の場合)
  - ⑤勤務形態一覧表、組織体制図
  - ⑥返信用封筒
- ※必要に応じて、上記以外の書類の提出を求められます。

①～⑥を变更日期から10日以内に、香川県健康福祉部障害福祉課へ提出してください。  
内容を審査し、受付可能と判断できた場合は、「受付印」を押印した変更届出書を1部返送します。

事業所は、「受付印」の押印のある変更届出書を保管し、サービス管理責任者等実践研修申込の際に提出してください。

### (2)要件2のアのうち、相談・直接支援業務に従事する従業者のうち(職業指導員、生活支援員、児童支援員等の配置のまま)個別支援計画作成の業務に従事する場合 (※サービス管理責任者等として配置変更しない場合)

・「香川県サービス管理責任者等【実践研修】受講にかかる個別支援計画(原案)作成業務に関する届出書」については、該当する場合メールにて送付します。

- ①「香川県サービス管理責任者等【実践研修】受講にかかる個別支援計画(原案)作成業務に関する届出書」 2部
  - ②個別支援計画の作成等に従事する対象者の実務経験証明書
  - ③サービス管理責任者等基礎研修修了証、相談支援従事者初任者研修修了証
  - ④対象者の資格者証(社会福祉士、介護福祉士等の資格保持者の場合)
  - ⑤勤務形態一覧表、組織体制図
- (※職種の欄に、例)「生活支援員(個別支援計画作成業務有)」と記載する
- ⑥返信用封筒
- ※必要に応じて、上記以外の書類の提出を求められます。

①～⑥を従事前あるいは従事後速やかに、香川県健康福祉部障害福祉課へ提出してください。

内容を審査し、受付可能と判断できた場合は、「受付印」を押印した「香川県サービス管理責任者等【実践研修】受講にかかる個別支援計画(原案)作成業務に関する届出書」を1部返送します。

事業所は、「受付印」の押印のある上記届出書を保管し、サービス管理責任者等実践研修申込の際に提出してください。

香川県健康福祉部障害福祉課 施設福祉・就労支援グループ  
電話：087-832-3293  
住所：〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号